

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 障害者の雇用確保・維持に関する要請書

平素は、障害者雇用の促進について格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

滋賀県内の民間企業に雇用されている障害者については、令和3年6月1日現在で、実雇用率2.33%となりましたが、法定雇用率を達成している企業の割合は54.0%と、半数近くの企業で未達成となっており、また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は240社と、未達成企業に占める割合は56.3%となっています。

本県といたしましては、更なる障害者雇用の促進を図るため、労働、教育、福祉をはじめとする県関係部局および滋賀労働局で組織する「滋賀県障害者雇用対策本部」において、一体的かつ総合的な取組を進めているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が停滞し、引き続き障害者にとって厳しい雇用情勢となっており、今後の生活や就労の継続に不安を抱いている方も多いと思われます。

こうした中、国では、雇用調整助成金の特例措置の延長による雇用の下支えや、障害者雇用ゼロ企業の脱却に向けた支援に努めております。

県においても、滋賀県障害者プラン2021で定める令和8年度までに法定雇用率達成企業70%という目標を達成するため、滋賀労働局と連携して開催する障害者向け就職面接会や障害者の就労体験（トライワーク）の活用等を通じて、雇用の拡大に向けた支援を行っているほか、新たに、職場定着を支援するため、就職時の不安や戸惑いを解消する研修・交流会の実施や、職場での悩み等を出し合い早期対応に繋げることで離職を防止する取組を行ってまいります。

加えて、障害者が様々な分野で活躍する共生社会の構築に向けては、より多くの就労の場を創出する必要があることから、障害者の雇用義務がない従業員数43.5人未満の企業においても障害者雇用を促進するため、まずは当該企業の雇用実態を把握する調査を行い、今後の施策の参考とする所存です。

貴連合会の構成団体および企業の皆様には、障害者の雇用の促進と安定に、これまでも御尽力を賜っておりますが、一人でも多くの障害者とその希望と能力に応じて多様な働く場に参画し、力を発揮できる環境づくりを進めていくため、障害者雇用に係る国および県の取組に引き続き御協力いただくとともに、各構成団体および企業に対し、障害者の一層の雇用促進とその定着に向けた積極的な取組を促していただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

令和4年3月24日

滋賀県中小企業団体中央会 会長 北村 嘉英 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

